

インタラクティブ配信による管理著作物の利用に関する契約

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が、甲が著作権を管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）をインタラクティブ配信において利用することについて、以下のとおり契約を締結します。

（利用許諾）

- 第1条 甲は、乙に対し、インタラクティブ配信（ただし、本契約とは別に甲の定める書式による著作物使用申請書と、甲の要請によりサービスの概要の提出を受け、甲が認めたものに限り、）により、管理著作物を利用することを許諾します。
- 2 本契約は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を含まないものとします。
 - 3 甲は、管理著作物の情報について甲のウェブページに掲載するものとします。
 - 4 本契約に基づき、甲が利用を許諾する管理著作物の範囲は、前項に規定するウェブページへの掲載をもって乙に対し通知したものとみなします。

（利用許諾の譲渡禁止）

- 第2条 本契約に基づく利用許諾は、乙に対してのみ有効であり、乙は本契約によって得た権利を第三者に貸与または譲渡することはできません。

（著作者人格権の尊重）

- 第3条 乙は、著作物の利用にあたり、著作者の意に反して著作物を変更、切除その他改変し、又は著作者の名誉若しくは声望を害する方法により利用するなど、著作者人格権を侵害する行為をしてはなりません。

（著作物利用状況報告の提出）

- 第4条 乙は、甲に対し、管理著作物の利用状況について、甲の定める著作物利用状況報告（以下「報告」という。）の様式により3カ月毎に月別に集計し、それぞれの期末日の翌月20日までに電子的な形式により提出するものとします。ただし、乙の利用期間が限定されている等の場合は、甲は、報告の期間の区分を別に定めることができるものとします。
- 2 甲は、報告に含まれるデータ及び情報を機密事項として扱うものとし、第5条に定める著作物使用料の算出及び権利者への分配報告の目的の他は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないものとします。

（著作物使用料）

- 第5条 乙は、甲に対し、著作物使用料として、甲の著作物使用料規程の「第9条 インタラクティブ配信における使用料」の規定を適用して算出した額を支払うものとします。

（著作物使用料の支払い）

- 第6条 甲は、乙に対し、第4条に定める報告を受領した翌月の10日までに、当該報告にかかる著作物使用料を請求するものとし、乙は、甲に対し、請求を受けた当月の末日までに著作物使用料を甲が別途指定する口座へ振り込む方法により支払うものとします。但し、乙による報告の遅滞・電子的な形式の齟齬等、甲の責めに帰さない事由により甲が請求を行うことができなかった場合には、甲による請求書発行の有無にかかわらず、乙による報告を行うべき月の翌月末をその支払期日とします。なお、振込に要する手数料は乙の負担とします。

（期限の利益の喪失）

- 第7条 前条の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当するときは、乙は何らの通知催告なくして当然に期限の利益を失い、ただちに甲が請求する著作物使用料等を支払

わなければならないものとします。

- ① 著作物使用料の支払いを遅滞したとき
- ② 銀行取引停止処分を受けたとき
- ③ 手形又は小切手の不渡りを出したとき
- ④ 第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受け、又は競売の申立てがあったとき
- ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けたとき
- ⑥ 破産、会社整理、民事再生又は会社更生の申立をし、又は申立を受けたとき、若しくはこれらの申立の事由が生じたとき
- ⑦ 合併によらず解散したとき
- ⑧ その他本契約の条項に違反したとき

(違約金)

第8条 乙は、甲に対する著作物使用料の支払いを遅滞したときは、支払期限の翌日から完済にいたるまで、年25%（1年を365日とする日割計算）の割合による違約金を甲に支払うものとします。

(許諾マーク・許諾番号の表示)

第9条 乙は本許諾の証として、甲乙が協議して別に定めた方法により、本契約の対象となるインタラクティブ配信を利用する者が視認できるよう次の表示をするものとします。

- ① 許諾マーク及び許諾番号
- ② 利用管理著作物のタイトル、著作者名
ただし、表示できない特別な理由がある場合で乙がその旨の文書を甲に提出し、甲が認めたときは、甲は、その表示を免除するものとします。

(監査等)

第10条 甲は、乙から甲への報告の内容が適切であるか否かを確認するために、乙の管理著作物の利用状況に関する記録の閲覧（以下「閲覧」という。）を行うことができるものとします。ただし、法令により乙が守秘義務を負う情報については、この限りではありません。なお、閲覧は、次に掲げる要領で実施するものとします。

- ① 閲覧は、甲の社員または甲の指定する者によって実施されること。
 - ② 閲覧は乙の施設においてのみ、また、乙の通常の業務時間内に、乙の通常の業務遂行に支障をきたさないような方法で実施されること。但し、閲覧を行うべき記録が乙の施設外にある場合には、乙は当該場所において甲が閲覧を行うことができるよう手配すること。
 - ③ 閲覧の実施時期及び時間については、事前に乙の承諾を得ること。
 - ④ 閲覧に要する費用は、甲の負担とすること。ただし、閲覧の準備に係る費用は乙の負担とすること。
 - ⑤ 閲覧することのできる記録は、乙が甲に行うべき報告の内容の確認に必要な範囲に限定されること。
- 2 甲は、前項に定める閲覧を、本契約の契約期間終了後も3年以内であれば実施することができるものとします。
 - 3 乙は、前項に定める期間中、管理著作物の利用状況に関する記録を乙がその利用を報告した時から3年間保存しなければならないものとします。ただし、甲が一度閲覧を終了した資料については、この限りではありません。
 - 4 甲は、閲覧の結果として知り得たすべてのデータ及び情報を機密事項として扱うものとし、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。
 - 5 乙は、甲の閲覧の結果、甲に支払うべき著作物使用料が不足していたことが明らかになったときは、その差額を、甲乙別途合意した期日までに甲に対し支払うものとします。

(利用許諾からの除外)

第11条 甲は、管理著作物のうち、著作権の帰属が争われ又は他の著作物の権利を侵害している等の理由により第三者から賠償請求、異議等の申立てがあり、若しくは訴訟が提起された管理著作物については、本契約に基づく利用許諾から除外する権利を留保するものとします。この場合、甲は、乙に対し、利用許諾から除外される管理著作物の明細を速やかに通知するものとします。

(契約期間中の契約の終了)

第12条 乙が、甲に対し、廃業又は管理著作物利用の廃止により本契約の解約を書面にて申し出たときは、本契約は、契約有効期間中であっても、当該申し出のあった月の末日をもって終了するものとします。

2 前項により本契約が終了したときは、乙は、甲に対し、残余の債務を遅滞なく支払うものとします。

(契約の解除)

第13条 次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、甲は、本契約を何ら催告なくして直ちに解除することができるものとします。

(ア) 乙が本契約の第2条(利用許諾の譲渡禁止)、第4条(著作物利用状況報告の提出)、及び第6条(著作物使用料の支払い)の条項の一に違反したとき

(イ) 乙の提出した著作物利用状況報告記載の内容が事実と異なることが判明したとき

2 前項の解除により本契約が終了した場合には、乙は、甲に対し、残余の債務を直ちに全額支払うものとします。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、又はインタラクティブ配信の急速な技術の発展や流動的な利用形態である等の実態に鑑み、甲の予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

(契約期間)

第15条 本契約の有効期間は 年 月 日から2013年3月31日までとします。但し、第13条第1項の場合を除き、契約満了の60日前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合、満了時の契約内容をもって1年間更新するものとし、以降も同様とします。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上の契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙は記名・捺印のうえ、各自1通を保存するものとします。

年 月 日

甲 東京都渋谷区広尾 1-6-10 Giraffa 8F
株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
代表取締役 荒川 祐二

乙